

七六	五	四	三	二	一	〇	省令	財務省告示	國債の發行等に關する省令
額	最	払	發	發	用振	の法	發号	名稱	平成十五年九月二十二日
額	低	込	行	行	等替	條律	發行	及	第五百九十二号
額	面	金	方	方	法	項及	び	根	第五百九十二号
額	金	額	額	法	適	び	そ	拠	記
五百九	国	項	整	金	す	二	債	う	額
万	億	億	債	の	理	債	の	日	機
円	七	九	額	る	る	条	面	用	一
千	千	つ	に	規	基	利	取	成	社
百	百	千	に	基	第	第	本	及	五
万	九	九	は	別	定	付	郵	公	行
円	十	は	づ	億	八	一	は	司	額
万	は	づ	会	取	行	行	受	銀	額
円	き	は	八	に	額	の	替	も	額
額	計	き	規	規	額	い	治	と	額
發	百	計	例	例	發	第	び	と	額
法	つ	定	五	億	法	に	特	う	額
十	定	に	億	取	日	年	第	七	額
に	に	年	取	行	け	の	三	関	額
関	度	元	行	の	け	一	国	す	度
度	度	万	第	行	行	三	を	し	度
面	面	て	万	に	に	十	る	し	度
行	行	基	基	に	る	す	、	、	度
第	第	す	す	よ	る	す	の	、	度
万	万	づ	づ	國	る	す	五	る	度
基	基	る	る	債	。そ	す	特	第	度
す	す	づ	づ	債	規	す	第	二	度
づ	づ	お	お	發	号	す	別	二	度
お	お	る	る	の	法	す	六	公	度
る	る	き	き	定	の	す	會	條	度
き	き	法	法	。	律	す	六	平	度
法	け	け	け	發	。	す	會	債	度
け	け	で	で	行	募	す	第	成	度
で	で	利	利	行	振	す	法	計	度
利	利	第	第	第	の	す	第	第	度
第	第	國	國	公	以	す	法	成	度
國	國	額	額	債	下	す	一	の	度
額	額	發	發	面	平	す	計	發	度
發	發	律	律	行	平	す	第	行	度
律	律	る	る	第	十	す	法	平	度
る	る	付	付	公	成	す	一	大	度
付	付	一	一	債	の	す	百	藏	度
一	一	債	債	面	適	す	十	行	度
債	債	面	面	行	替	す	法	平	度
面	面	行	行	第	適	す	一	大	度
行	行	第	第	公	下	す	計	行	度
第	第	公	公	債	平	す	第	大	度
公	公	債	債	面	十	す	法	藏	度
債	債	面	面	行	成	す	一	行	度
面	面	行	行	第	の	す	百	大	度
行	行	第	第	公	十	す	法	行	度
第	第	公	公	債	成	す	計	大	度
公	公	債	債	面	の	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	適	す	法	行	度
面	面	行	行	第	下	す	一	大	度
行	行	第	第	公	平	す	計	行	度
第	第	公	公	債	十	す	第	大	度
公	公	債	債	面	成	す	法	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	一	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す	法	藏	度
第	第	公	公	債	十	す	計	行	度
公	公	債	債	面	成	す	第	藏	度
債	債	面	面	行	の	す	法	行	度
面	面	行	行	第	十	す	計	大	度
行	行	第	第	公	成	す	第	藏	度
第	第	公	公	債	の	す	法	行	度
公	公	債	債	面	適	す	一	大	度
債	債	面	面	行	替	す	計	行	度
面	面	行	行	第	下	す	第	大	度
行	行	第	第	公	平	す			

十三 初期利子

額面金額の総額 × $\frac{1.6}{100} \times \frac{2}{365}$

十	十	九	八
二	一		
		募	振
經	利	集	替
過		の	
利		行	
子	率	価	單
		日	位

十
九
八
七
六
五
十
四

払
募
払
元
償
償
後
第
込
集
場
利
還
還
の
二
期
期
所
金
金
期
利
期
日
間
支
額
限
子
以

平
成
年
成
十九
年
五月
年
十年
九
六年
九
月
日
二
ま
四
十
で
日
二
か
日
ら
平
成
十
日
額
本
面
成
銀
金
行
額
百
五
行
額
百
五
円
年
う
に
九
。
つ
月
き
二
百
十
円
日
属
に
す
お
十
り
月
て
を
年
子
、
三
月
期
月
と
し
十
。前
、
六
各
月
支
九
間
払
九
月
に
期
月
に
二
す
お
十
い
日

$$\text{額面金額} \times \frac{1.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

す
る
号
期
及
日
び
に
第
つ
い
五
号
同
じ
。
お
い
。
て
規
定